

記 者 発 表 資 料
令 和 7 年 1 1 月 1 8 日
事業管理課 建設業振興・指導班
担当：日下・飯澤
電話：022-211-3116
d-kensetu@pref.miyagi.lg.jp

## 監督処分について

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）の規定により、下記のとおり監督処分を行いましたのでお知らせします。

### 記

#### 1 処分を受けた者に関する事項

- (1) 商号又は名称 阿部建設株式会社
- (2) 代表者氏名 大槻 秀樹
- (3) 所在地 仙台市青葉区中江二丁目23番20号

#### 2 処分に関する事項

- (1) 処分年月日 令和7年11月18日
- (2) 処分を行った者 宮城県知事
- (3) 根拠法令 法第28条第3項（同条第1項第2号及び第3号該当）

#### 3 処分の内容

法第28条第3項の規定による営業停止

- (1) 停止を命ずる営業の範囲  
建築工事業に関する営業のうち民間工事に係るもの
- (2) 営業停止期間  
令和7年12月2日から令和8年3月31日までの120日間

#### 4 処分の原因となった事実

阿部建設株式会社の元取締役は、水産加工会社の中小企業等グループ施設等復旧整備補助金の申請に際し、工事代金を水増しするなどにより、虚偽の契約書や見積書を作成し、当該補助金の不正受給に関与した。

これにより、令和7年9月16日に仙台地方裁判所から補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）違反により懲役1年（執行猶予3年）の判決を受け、その刑が確定した。

このことは、法第28条第1項第2号及び第3号に該当する。

※ 参考

【建設業法抜粋】

(指示及び営業の停止)

第二十八条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が次の各号のいずれかに該当する場合又はこの法律の規定(略)に違反した場合においては、当該建設業者に対して、必要な指示をすることができる。特定建設業者が第四十一条第二項又は第三項の規定による勧告に従わない場合において必要があると認めるととも、同様とする。

- 一 (略)
- 二 建設業者が請負契約に関し不誠実な行為をしたとき。
- 三 建設業者(建設業者が法人であるときは、当該法人又はその役員等)又は政令で定める使用人がその業務に関し他の法令(入札契約適正化法及び履行確保法並びにこれらに基づく命令を除く。)に違反し、建設業者として不適当であると認められるとき。
- 四～ (略)
- 2 (略)
- 3 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が第一項各号のいずれかに該当するとき若しくは同項若しくは次項の規定による指示に従わないとき又は建設業を営む者が前項各号のいずれかに該当するとき若しくは同項の規定による指示に従わないときは、その者に対し、一年以内の期間を定めて、その営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。